

○通訳業務に要する経費の取扱いについて

令和5年3月22日

道本教第6479号（会合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

「北海道警察通訳要員運用要綱の制定について」（平17. 6. 22道本教第2650号。以下「要綱」という。）に基づく通訳等業務に要する経費については、これまで「通訳業務に要する経費の取扱いについて」（令元. 12. 26道本教（会合同）第4979号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、この度、部外通訳人の通訳謝金（国費）の取扱いに係る事務手続きその他の所要の見直しを行い、令和5年4月1日から次のとおり実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

記

1 通訳業務の経費の負担区分等

(1) 国費支弁対象

警察法施行令（昭和29年政令第151号）第2条第7号及び第8号に定める事件等に係る通訳、翻訳及び校閲（以下「通訳等」という。）に要する経費（旅費を除く。）は、国費をもって支弁する。

(2) 道費支弁対象

国費支弁対象以外の事件等に係る通訳等に要する経費は、道費をもって支弁する。

(3) 支払科目

ア 国費で支弁する通訳謝金及び翻訳・校閲謝金は、（部局等）警察庁（項）警察活動基盤整備費（目）諸謝金

イ 道費で支弁する通訳料及び翻訳・校閲料は、（款）警察費（項）警察管理費（目）警察本部費（事業）警察本部費事務費（節）役務費

ウ 通訳要員の旅費は、（款）警察費（項）警察活動費（目）警察活動費（事業）警察活動費事務費（節）旅費

2 部外通訳人の通訳謝金（国費）の取扱い

(1) 警察本部教養課長又は方面本部の警務課長（以下「主管課長」という。）は、部外通訳人の派遣が決定した場合は、通訳依頼書（別記第1号様式）を作成し、事件等を主管する警察本部又は方面本部の課長（以下「事件等主管課長」という。）に回付するものとする。

(2) 部外通訳人の派遣を受けた所属長は、部外通訳人が通訳を実施した場合は、当該部外通訳人に通訳実施報告書（別記第2号様式）の作成を依頼し、実施日及び実施時間を確認の上、主管課長に送付するものとする。

(3) 前事項の定めによる送付を受けた主管課長は、通訳実施報告書の内容を確認の上、支給調書（別記第3号様式）を作成し、通訳依頼書及び通訳実施報告書とともに警察本部

又は方面本部の会計課長（以下「本部会計課長」という。）に送付するものとする。

3 部外通訳人の派遣が決定した場合の通訳料（道費）の取扱い

- (1) 部外通訳人の派遣を要請した所属（以下「要請所属」という。）が警察本部又は方面本部の所属である場合

ア 要請所属の長（以下「要請所属長」という。）が通訳料（予算執行）決定書（別記第4号様式）を作成し、本部会計課長の決定を受けるものとする。

イ 要請所属長は、部外通訳人が通訳を実施した場合は、実施日及び実施時間を確認し、通訳料（予算執行）決定書の必要事項を整理の上、当該決定書を本部会計課長に送付するものとする。

- (2) 要請所属が警察署である場合

警察署長が通訳料（予算執行）決定書により決定するものとし、部外通訳人が通訳を実施した場合は、実施日及び実施時間を確認し、当該決定書の必要事項を整理するものとする。

4 部外通訳人の翻訳・校閲謝金（国費）の取扱い

- (1) 主管課長は、部外通訳人に翻訳又は校閲を依頼することが決定した場合には、翻訳・校閲依頼書（別記第5号様式）を作成し、事件等主管課長に回付するものとする。

- (2) 主管課長は、部外通訳人の翻訳又は校閲が完了した場合は、翻訳・校閲実施報告書（別記第6号様式）及び支給調書（別記第7号様式）を作成し、翻訳・校閲依頼書とともに本部会計課長に送付するものとする。

5 部外通訳人の翻訳・校閲料（道費）の取扱い

- (1) 警察本部教養課長は、部外通訳人に翻訳又は校閲を依頼することが決定した場合は、翻訳・校閲料（予算執行）決定書（別記第8号様式）を作成し、警察本部会計課長の決定を受けるものとする。

- (2) 警察本部教養課長は、部外通訳人の翻訳又は校閲が完了した場合は、翻訳又は校閲の結果を確認し、翻訳・校閲料（予算執行）決定書の必要事項を整理の上、当該決定書を警察本部会計課長に送付するものとする。

6 通訳職員等の派遣旅費の取扱い

通訳職員等が派遣要請（依頼）に基づいて出張する場合は、当該職員の所属の長が旅行命令を発令するものとする。

7 部外通訳人の旅費等の取扱い

- (1) 部外通訳人に対する旅行の依頼は、経費の負担区分が国費支弁対象については主管課長が、道費支弁対象については要請所属長が行うものとする。

- (2) 経費の単価

通訳等に関する経費の単価は、別に定める。

- (3) 所得税等の源泉徴収

部外通訳人に対する通訳謝金、翻訳・校閲謝金、通訳料、翻訳・校閲料及び通訳等に

伴う旅費の支払いに際しては、所得税法（昭和40年法律第33号）その他関係法令に基づく源泉徴収を行うこと。

※ 別記様式は省略